

駐車監視員活動ガイドライン

令和6年4月1日施行

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

重点路線

◎ 最重点路線

路線（区間）	重点時間帯
国道125号（土浦駅～亀城公園北交差点）～田中町交差点	終日
県道土浦境線（土浦駅西バスターミナル～千束町交差点）	

◎ 重点路線

路線（区間）	重点時間帯
県道牛渡馬場山土浦線（木田余バイパス西入口交差点～神立駅）	7時～9時 17時～19時
県道土浦境線（千束町交差点～国道6号）	
国道354号（千束町交差点）～国道6号（学園東大通り入口交差点）	

重点地域

◎ 最重点地域

地域	重点時間帯
土浦駅を中心とする大和町、桜町1～4丁目、中央1丁目、大町、大手町及びその周辺	駅周辺終日 桜町地区繁華街 15時～夜間（特に週末）

◎ 重点地域

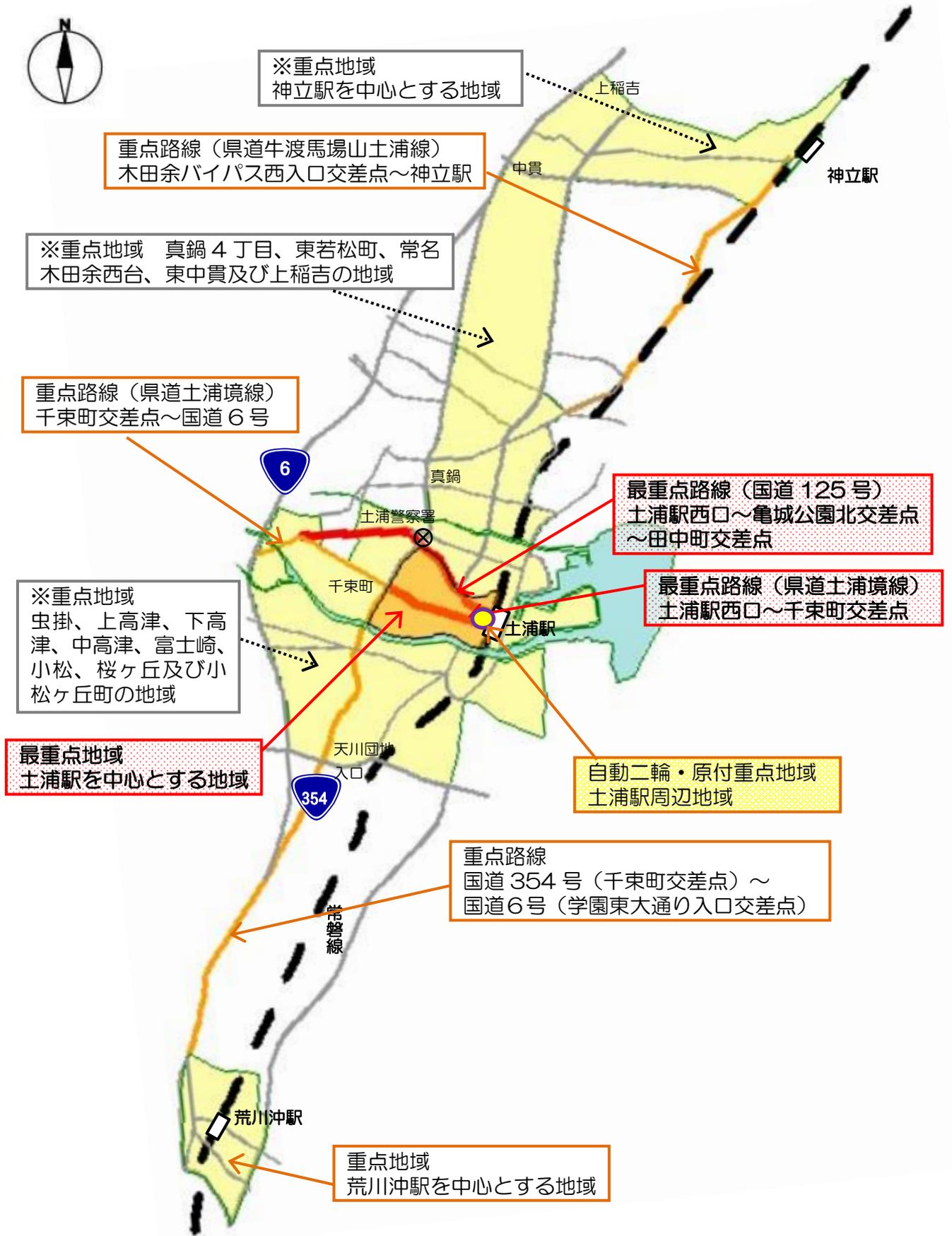
地域	重点時間帯
土浦駅を中心とする川口1～2丁目、中央1～2丁目、城北町、東崎町、有明町、港町1～3丁目、蓮河原新町、小松1丁目、富士崎1丁目、下高津1～2丁目、田中1丁目、立田町、文京町、生田町、千束町、真鍋1丁目、真鍋3丁目、真鍋新町、東真鍋町、湖北1丁目、木田余、真鍋4丁目、東若松町、常名、木田余西台、田中2丁目の一部～3丁目、佐野子の一部、虫掛の一部、上高津の一部、下高津3丁目～4丁目、中高津1丁目の一部、富士崎2丁目、小松2丁目～3丁目の一部、桜ヶ丘町の一部、小松ヶ丘町	駅周辺終日 小・中学校周辺 登下校時間帯
神立駅を中心とする土浦市神立中央1～2丁目、神立東1丁目の一部、かすみがうら市稲吉東1丁目、稲吉1～2丁目及びその周辺、土浦市神立中央3丁目～5丁目、中貫の一部、東中貫町、板谷7丁目、かすみがうら市稲吉南1丁目の一部、稲吉南2丁目の一部、上稲吉の一部	
荒川沖駅を中心とする荒川沖西1～2丁目、中荒川沖町、荒川沖東1～3丁目の一部及びその周辺	

◎ 自動二輪・原付重点地域

地域	重点時間帯
土浦駅周辺	終日

茨城県土浦警察署

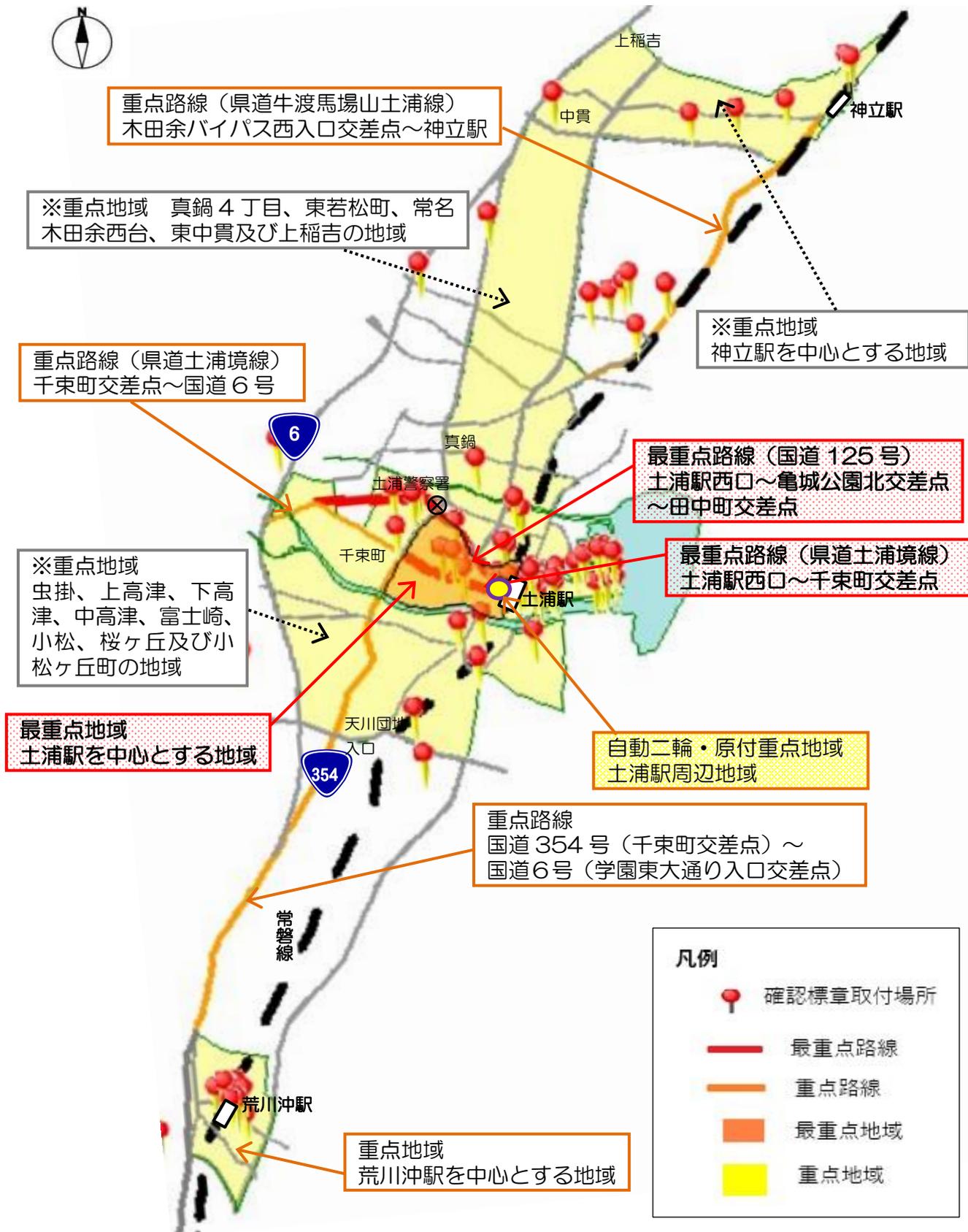
駐車監視員活動エリア地図



茨城県土浦警察署

駐車監視員活動ガイドライン確認標章取付状況

令和5年中、駐車監視員及び警察官等がガイドラインに基づいて行った確認標章の取付状況を公表します。



茨城県土浦警察署